

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	コールセンター イメージアップ広告業務
発 注 課	経済観光局 産業振興部 立地促進・ものづくり産業課
選 定 事 業 者	株式会社北海道新聞社営業局
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、立地企業の人材確保支援として、コールセンター就労者の裾野拡大を目的に、コールセンターで働くことの魅力を発信し、コールセンターに対する理解の促進とイメージ向上を図るものであり、平成24、25年度に求人情報誌、平成26、27年度に市内で配布されるフリーペーパーに広告を掲載している。</p> <p>今年度は、現在就職活動を行っていない人材の掘り起こしのため、平成30年10月に雇用推進部が開設する女性の多様な働き方支援窓口（通称：ここシェルジュ）とも連携するため、主な訴求対象をここシェルジュの対象となる市内の子育て世代の女性と設定し、居住エリアや年齢などターゲットを絞って訴求することのできるSNSを活用したウェブ媒体への掲載といたしたい。</p> <p>SNSやウェブ媒体は、閲覧数といった広告の効果を測定できるほか、広告で興味を持ち、実際に働いてみようと思った方に対し、ここシェルジュへのリンクなど次のステップへの誘導が容易である点でメリットがある。</p> <p>広告の手法としては、コールセンターの仕事内容や魅力を十分にPRするためには、ある程度分量のある読み物とする必要があり、それを読んでもらうためには、読者が見込める媒体のコンテンツに組み込む形（他の記事と同じような形でPR記事が掲載される広告＝記事広告、タイアップ広告）が望ましい。</p> <p>（株）北海道新聞社が運営する「mamataalk」は、北海道の子育て世帯向けウェブメディアであり、地域密着型のトピックスを中心に役立つ情報をSNSと連動しながら発信している。本市が訴求したいターゲットと合致し、「仕事（働き方）」にまつわるカテゴリがあるウェブサイトで、タイアップ広告及びSNSでの拡散を扱っているのは「mamataalk」の他にない。</p> <p>「mamataalk」へのタイアップ広告は、mamataalk編集部が取材・撮影・制作を行うもので、広告代理店等他社が制作した広告の入稿やSNSでの拡散は受け付けていないことから、当該業務を行うことができるのは、（株）北海道新聞社しかない。</p> <p>よって、当該業務を効果的かつ適切に実施することができるのは、「mamataalk」を運営する（株）北海道新聞社のみである。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として（株）北海道新聞社を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	平成30年9月20日